

かんぽ生命保険の新規業務に対する主な意見とそれに対する当委員会の考え方

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>民間生保各社への影響が大きく、競争関係を歪める懸念があり、募集面をはじめとした適切な態勢整備が必要だと考えられる。</p> <p>新規業務に係る配慮義務について、公平・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な検証等をお願いしたい。(一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>かんぽ生命に課せられている他の生命保険会社との適正な競争環境の確保について、実効性のある評価・検証を期待する。(在日米国商工会議所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かんぽ生命は、本件新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係と利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。 ○ 本件新規業務については、この配慮義務について、かんぽ生命から提出された書面(収支の見込み等を含む。)をもとに調査審議を行ったが、その実施については問題ないと考えられる。 ○ 特に、募集管理態勢については、かんぽ生命の保険商品の不適正募集問題を踏まえ、高齢の顧客に対しては、家族の同席を必須とするなど、業務改善計画の改善策を実施中であるが、今後も確実に実施していく必要があると考えられる。
2	<p>仮に今般の改定内容にて販売開始される場合であっても、業務開始後の継続的な検証等をお願いしたい。(一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>認可制から届出制への移行により調査審議の簡素化等を図ることに鑑み、業務開始後の確認や検証等によ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務開始後においても、適切な確認・検証等を行う場合に備え、かんぽ生命においては、本件新規業務に関する年間販売状況を当委員会に報告していただく必要があると考えられる。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>り、これまで以上の規制強化とならないようお願いしたい。(全国郵便局長会)</p> <p>過度な実施状況の確認・検証となることについては、日本郵政グループで働く社員の立場から断固反対する。(日本郵政グループ労働組合)</p>	<p>○ 当委員会としては、かんぽ生命の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、当委員会において確認や検証等を行うことについて検討して参りたい。</p> <p>○ なお、株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針(令和3年 10月)においては、調査審議が必要な場合、簡素化して実施することとされている。</p>
3	<p>政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し「政府が何らかの支援を行うのではないか」との期待感が見受けられる。(一般社団法人生命保険協会)</p> <p>政府の間接出資を背景としたいわゆる「暗黙の政府保証」は未だ払拭されていない現状において、かんぽ生命による第三分野市場への取組みが強化されることとなれば、民業圧迫を招くことは明らかである。(全国生命保険労働組合連合会)</p>	<p>○ 金融二社については、従来から、日本郵政による株式保有が存在する限り「政府が何らかの支援を行うのではないか。」との期待感が見受けられるという考えや、「暗黙の政府保証」が残存するという考えに立って、その間は規制緩和を認めるべきでないという指摘がある。</p> <p>○ しかし、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との期待感があるとの認識や、「暗黙の政府保証」が残存するという認識があるとするれば、それは明らかに誤解に基づくものであり、誤解は払拭されなければならないというのが当委員会の考え方である。</p>
4	<p>平成 26 年に改定されたかんぽ生命の学資保険について、かんぽ生命が圧倒的な販売シェアを獲得しており、こういった状況は、消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力の証左である。(一般社団法人生命保険協会)</p> <p>「学資保険」商品改定後の圧倒的な販売シェアの推移や、直近、積極的な営業を控えている中であっても</p>	<p>○ かんぽ生命の保有契約件数(年金保険を除く。)のシェアは、平成8年度末の 39.3%から減少を続け、令和2年度末では 12.5%まで大幅にシェアを下げている、ご指摘のような消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力があるような状況とは考えていない。</p> <p>○ 本件新規業務については、配慮義務について、かんぽ生命から提出された書面(収支の見込み等を含む。)をもとに</p>

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>10%を超える販売シェアを維持している状況は、生保労連のこうした懸念・危惧を裏付ける証左でもある。 (全国生命保険労働組合連合会)</p>	<p>調査審議を行ったが、その実施については問題ないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方、業務開始後においても、適切な確認・検証等を行う場合に備え、かんぽ生命においては、本件新規業務に関する年間販売状況を当委員会に報告していただく必要があると考える。 ○ なお、学資保険の新規契約件数についても、平成26年度のピーク(件数シェア65.8%)から減少が続き、令和2年度では、不適切募集問題の影響もあったとは言え、件数シェア12.8%と大幅に下がっている。
5	<p>かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。(一般社団法人生命保険協会)</p> <p>郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与(出資)の解消をはかることが先決である。(全国生命保険労働組合連合会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年6月9日に日本郵政がかんぽ生命に対する議決権保有割合を49.9%に引き下げたことによって、かんぽ生命の新規業務は、これまでの認可制から届出制に移行したものであり、当委員会としては、郵政民営化法の枠組みの中で、「適正な競争関係の確保」と「役務の適切な提供」の配慮義務について検証を行ったものである。 ○ なお、郵政民営化法上、これまでの認可の審査にあたっては、「議決権比率」と「かんぽ生命の経営状況」を考慮することが規定されていたが、届出制のもとでの配慮義務の内容として「議決権比率」等は考慮することとされていない。 ○ 金融二社の株式処分について、郵政民営化法では、「その全部を処分することを目指し」、「両社の経営状況、ユニバ

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>ーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、「できる限り早期に、」処分することとされている。</p>
6	<p>金融二社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）のいわゆる上乗せ規制については、日本郵政グループの企業価値を高めるためにも早期に撤廃し、経営の自由度を高めていただき、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに実施できるよう、公平な条件としていただきたい。（全国郵便局長会）</p>	<p>○ 金融二社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、後者については、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされており（郵政民営化法第8条）、日本郵政が金融二社の全株式処分等の日以後制限が解除されることとなっている。</p>